

扇町水再生センター運転管理業務等包括委託

落札者決定基準

平成30年9月

公益財団法人神奈川県下水道公社

目 次

1	総合評価の方法	1
2	技術評価点の算定方法	1
3	価格評価点の算定方法	3
4	評価調書の公表	3
5	その他	3

1 総合評価の方法（総合評価点の算定方法）

本委託における総合評価は、公益財団法人神奈川県下水道公社総合評価委員会において、技術提案書を評価した「技術評価点」と入札金額を評価した「価格評価点」を加算して得た値（以下、「総合評価点」という。）をもって行う。

なお、それぞれの評価点の配点（最高点）は下表のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

項目	配点
技術評価点（技術提案書）	150点
価格評価点（入札書）	50点
総合評価点	200点

2 技術評価点の算定方法（技術提案書）

（1）審査項目及び配点等

技術提案書の審査項目及び評価点の配点（最高点）は下表のとおりとする。

なお、審査項目別の詳細な審査項目とその評価の視点は、（3）に記載する「詳細審査項目及び評価の視点」とする。

	審査項目	配点	
技術提案書	I. 実施方針・体制の提案	50点	150点
	II. 運転管理業務提案	30点	
	III. 保守管理業務提案	40点	
	IV. その他の提案	30点	

（2）技術評価点の算定方法

ア 入札書が有効と認められた者の技術提案書について、出席委員が詳細審査項目の審査を行い、審査項目ごとにそれぞれの配点（最高点）内において、評価点を算定する。

なお、詳細審査項目の審査において、次のいずれかに該当する場合は、当該詳細審査項目が属する審査項目は評価の対象外（審査項目別の評価点は0点）とする。

（ア）詳細審査項目に対応した内容の記載が全くない場合、又は最低限の水準を満たしていることが確認できない場合。

（イ）誹謗中傷、各種法令違反、事実と反する虚偽の記載がある場合。

イ 出席委員ごとに算定した評価点を合計し、次式により出席委員数で除した平均値を技術評価点とする。なお、技術評価点が75点に満たない場合は、本委託を実施するための最低限の水準を満たしていないと判断されるため、総合評価点の算定は行わない。

$$\text{技術評価点} = \text{出席委員の評価点の合計} \div \text{出席委員数}$$

（小数点以下第2位を四捨五入）

(3) 詳細審査項目及び評価の視点

審査項目	詳細審査項目	評価の視点
I. 実施方針・体制の提案	①業務実施方針	本委託業務の理解度や取り組み姿勢、安全かつ効率的な管理運営の実現性等について評価
	②環境対策	環境負荷の軽減、周辺環境への配慮等について評価
	③組織体制及び人員配置計画	本委託業務の安全確実な遂行や有資格者の責任範囲、人材育成等について評価
	④引継ぎ事項	安定した下水処理を継続するために必要な業務の円滑な引継ぎ体制及び方法等について評価
	⑤安全衛生管理体制	本委託業務を安全に遂行するための安全衛生に係る作業基準や安全衛生に関する計画及び体制を評価
II. 運転管理業務提案	①運転操作・監視業務実施計画	対象施設を理解した上で、業務要求水準を十分に達成できる運転操作・監視業務実施計画を評価
	②物品等調達・管理業務実施計画	物品等の適正な選定、安定的な調達及び効率的な使用計画等について評価
III. 保守管理業務提案	①保守点検業務実施計画	施設・設備の機能を適正に維持するために必要な保守点検業務の理解度及び保守点検業務計画を評価
	②施設管理業務実施計画	業務要求水準を満足するために必要な施設機能確認業務等について評価
	③環境計測業務実施計画	業務要求水準の達成を確認するために必要な環境計測に係る実施計画を評価
	④小規模修繕等業務実施計画	施設・設備の機能を維持するために必要な小規模修繕等に係る実施計画を評価
IV. その他の提案	①緊急時等への対応	施設の特性を踏まえたリスク管理や緊急時等における体制等について評価
	②省エネルギー対策及びコスト縮減	本委託業務に有用となる省エネルギー対策及びコスト縮減等について評価
	③地域貢献対策	県内調達等、地域に対する貢献度を評価
	④自主提案	機能改善、新技術の導入等、受注者の創意工夫による追加的な提案を評価

3 価格評価点の算定方法（入札書）

入札書が有効と認められた者の入札について、次式により価格評価点を算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点（50点）} \times \left[\frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該入札価格}} \right]$$

（小数点以下第2位を四捨五入）

入札価格が調査基準価格（予定価格の70%）を下回った場合には、入札価格を調査基準価格として価格評価点を算定する。

なお、契約は入札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

4 評価調書の公表

落札者を決定したときは、入札参加者の技術評価点（審査項目別の評価点）、価格評価点及び総合評価点を記載した評価調書を速やかに公表する。

（ただし、予定価格を超えた者及び総合評価点の算定が行われなかった者は除く。）

5 その他

このほか、落札候補者及び落札者の決定に係る必要な事項については、入札公告兼入札説明書によるものとする。